

## 内閣法制局行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第27条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第208号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第1.1条第1項の規定に基づき定められた内閣法制局特定秘密保護規程(平成26年12月8日内閣法制局訓令第6号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第27条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第208号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第1.2条第1項の規定に基づき定められた内閣法制局特定秘密保護規程(平成26年12月8日内閣法制局訓令第6号)に基づき管理するものとする。</p>

### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

### 原子力防災会議行政文書管理規則 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力防災会議特定秘密保護規程(平成26年閣原防第30号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた原子力防災会議特定秘密保護規程(平成26年閣原防第30号)に基づき管理するものとする。</p>

#### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

## 人事院行政文書管理規程案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた<u>特定秘密の保護措置に関する規程(令和元年事務総長達乙第19号)</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた<u>人事院特定秘密保護規程</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

### 附 則

この規程は、令和2年●月●日から施行する。

## 内閣府本府行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程(平成26年内閣府訓令第54号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程(平成26年内閣府訓令第54号)に基づき管理するものとする。</p>

### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

## 宮内庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）<u>及び</u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）<u>（削る）</u>に基づき管理するものとする。</p>	<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）<u>、</u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）<u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた宮内庁特定秘密保護規程（平成26年12月10日宮内庁長官決定）</u>に基づき管理するものとする。</p>

### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

## 公正取引委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第24条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第24条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた公正取引委員会特定秘密保護規程（平成26年公正取引委員会訓令第10号）に基づき管理するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第24条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第24条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた公正取引委員会特定秘密保護規程（平成26年公正取引委員会訓令第10号）に基づき管理するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

## 金融庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第27条の2・第27条の3）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第27条の2 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた金融庁特定秘密保護規程（平成26年金融庁訓令第49号）に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第27条の2・第27条の3）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第27条の2 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた金融庁特定秘密保護規程（平成26年金融庁訓令第49号）に基づき管理するものとする。</p>

### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

消費者庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p><b>第28条</b> 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた消費者庁特定秘密保護規程（平成26年12月9日消費者庁長官決定）に基づき管理するものとする。</p>	<p><b>第28条</b> 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた消費者庁特定秘密保護規程（平成26年12月9日消費者庁長官決定）に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。



総務省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第31条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。(以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。(以下「特定秘密保護法施行令」という。))、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた総務省特定秘密保護規程(平成26年総務省訓令第47号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第31条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。(以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。(以下「特定秘密保護法施行令」という。))、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた総務省特定秘密保護規程(平成26年総務省訓令第47号)に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

公害等調整委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第29条・第30条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第29条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。） 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもの のほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行 令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10 月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた公害 等調整委員会特定秘密保護規程（平成26年公害等調整委員会訓令第4号）に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第29条・第30条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第29条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。） 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもの のほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行 令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10 月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた公害 等調整委員会特定秘密保護規程（平成26年公害等調整委員会訓令第4号）に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

## 消防庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条～第31条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。（以下「特定秘密保護法」という。））第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。（以下「特定秘密保護法施行令」という。））、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた消防庁特定秘密保護規程（平成26年消防庁訓令第8号）に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条～第31条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。（以下「特定秘密保護法」という。））第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。（以下「特定秘密保護法施行令」という。））、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた消防庁特定秘密保護規程（平成26年消防庁訓令第8号）に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

法務省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第32条・第33条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第32条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた法務省特定秘密保護規程（平成26年法務省秘総訓第5号大臣訓令）に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第32条・第33条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第32条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた法務省特定秘密保護規程（平成26年法務省秘総訓第5号大臣訓令）に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

## 公安審査委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条・第31条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）<u>及び</u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）<u>（削る）</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>第31条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条・第31条）</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）<u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた公安審査委員会特定秘密保護規程（平成26年12月15日公安審査委員会訓令第7号）</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>第31条 （略）</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

出入国在留管理庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第33条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた出入国在留管理庁特定秘密保護規程(平成31年入管庁総訓第16号長官訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第33条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた出入国在留管理庁特定秘密保護規程(平成31年入管庁総訓第16号長官訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第34条 (略)</p>

附 則 (令和2年●月●日入管庁総訓第●号)

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

## 公安調査庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第33条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令<b>第11条第1項</b>の規定に基づき定められた公安調査庁特定秘密保護規程(平成26年公安調査庁訓第11号長官訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第33条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令<b>第12条第1項</b>の規定に基づき定められた公安調査庁特定秘密保護規程(平成26年公安調査庁訓第11号長官訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第34条 (略)</p>

### 附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

最高検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <del>削除</del></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<del>(削る)</del> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた最高検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>



<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

東京高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <b>削除</b></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書( <b>(削除)</b>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し<u>統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた東京高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年東高訓第5号検事長訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) (1)から(4)に記載のない文書</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6) 注意事項</u></p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

大阪高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <del>削除</del></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<del>(削る)</del> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し<u>統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた大阪高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年大阪高検訓令第8号検事長訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

名古屋高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <u>削除</u></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>削除</u>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u> 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、<u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u> 及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた最高検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

広島高等検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <del>削除</del></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<del>(削る)</del> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し<u>統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた広島高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年広高訓第8号検事長訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>



<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

福岡高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <del>削除</del></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<del>削る</del> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し<u>統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた福岡高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年福高企訓第568号検事長訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

仙台高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <b>削除</b></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書( <b>削る</b>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し<u>統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた<u>仙台高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年仙高訓第7号検事長訓令)</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。